

令和5年5月12日第2回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第 1 号)		
第 1		会期の決定 (7日間)
第 2		市長の所信表明について
第 3	報告第4号	専決処分の報告について (訴えの提起について)
	報告第5号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
	報告第6号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 4	報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例の一部を改正する条例)
	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (三次市都市計画税条例の一部を改正する条例)
	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
	報告第10号	専決処分の承認を求めることについて (三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税 (固定資産税) の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
第 5	議案第59号	工事請負契約の一部変更について
	議案第60号	工事請負契約の一部変更について
	議案第61号	工事請負契約の一部変更について
第 6	議案第57号	令和5年度三次市一般会計補正予算 (第1号) (案)
	議案第58号	令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第1号) (案)

令和5年第2回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和5年5月12日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	5
第 2		市長の所信表明について	5
第 3	報 4	専決処分の報告について（訴えの提起について）	9
	報 5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	9
	報 6	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	9
第 4	報 7	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）	11
	報 8	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	11
	報 9	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	11
	報 10	専決処分の承認を求めることについて（三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	11
第 5	議 59	工事請負契約の一部変更について	14
	議 60	工事請負契約の一部変更について	14
	議 61	工事請負契約の一部変更について	14
第 6	議 57	令和5年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）	19
	議 58	令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）	19


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

三次市議会では、令和5年3月定例会まで、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場内におけるマスク着用にご協力を頂いておりましたが、今後のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断を基本とすることといたします。

また、5月から10月末までの期間をクールビズの取組といたしまして、ノーネクタイなど軽装といたしております。

以上2点について、御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人です。

これより令和5年第2回三次市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤岡議員及び横光議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日から5月18日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の所信表明について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、市長の所信表明についてを議題といたします。

これより、さきの市長選挙で当選されました福岡誠志市長の所信表明を受けます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第2回三次市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

お許しを頂きましたので、2期目に当たり、市政推進の基本的な考え方や所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、このたびの市長選挙で再選し、4月26日から2期目の市政運営を担わせていただくこととなりました。新たな任期のスタートに当たり、改めてその責任の重さに身の引き締まる思いであります。

このたびの市長選挙では、無投票での当選という形で市民の皆さんの信任を頂きました。2期目につきましても、より一層謙虚に、市民の皆さんの声を聞かせていただきながら、三次の元気づくりに取り組んでまいります。

私の1期目の大部分は新型コロナとの闘いとなりましたが、先般5月8日からは、感染症法上の位置づけが5類へと引き下げられました。感染状況は注視しつつも、ここからはコロナ禍からの再始動、そして、コロナ禍がもたらした新たな時代への対応、そして、「元気」で「笑顔」あふれる、ふるさと三次のまちづくりを急がなければなりません。

人口減少が進み、あらゆる分野での担い手不足が課題となっています。人口減少社会においても、限られた資源、財源、人材の中で、皆さんが安全・安心に暮らしていけるよう、適切な役割分担により、持続可能な地域社会を形成していかなければなりません。これまで以上に一人一人の存在がより大きくなり、多様な場面で活躍できる環境づくりも必要です。

また、関係人口の創出や移住・定住対策にも引き続き取り組むことで、人口の社会増を追求していきます。

今こそローカルの強みを生かし、地域創生につなげる取組を強化するときであり、「多様性」と「持続可能性」、そして「ひとづくり」というキーワードで、自然、癒やし、文化、農業、食、体験、アウトドアなど、そして、人と人との温かいつながりで、地域資源の活用を最大化させてまいります。三次らしさを前面に打ち出し、「新たな価値の共創」により、三次の元気づくりを加速してまいります。

市民の皆さん、議員各位には、これまでの4年間と変わらぬ御支援、御指導を頂き、これからの4年間も職員とともに全力で市政運営に当たっていく所存です。

それでは、私の市政推進に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

まず1点目は、「いのちと暮らしを守る」であります。

現在、地球規模で起こっている自然災害や、新型コロナのような新興感染症などの対応は、未来からの緊急メッセージであると受け止めています。災害は起きるもの、常に有事に備えるという考え方の下、防災や災害復旧の迅速化に取り組みます。

特に消防庁舎については、ハザードマップによる浸水想定区域内に立地しており、有事の際の地域防災力を高めるという視点で、安全な場所へ移転します。また、毎年のように市内各地で発生する内水被害については、それぞれの地域の特性に合わせた対策を実施してまいります。ハード事業と併せ、流域治水の取組を行政、事業者、市民の皆さんが一体となって進めます。

地域経済の活性化については、コロナ禍からの回復のための支援を継続するとともに、G7サミットや大阪・関西万博などによるインバウンド集客を見据えた観光振興の取組を強化します。

2点目は、「共創による地域（ひと）づくり」です。

地域で支える学校づくりを進め、「未来を創る当事者に育つ」ための学びを支援します。自然豊かな「ふるさと三次」を愛し、誇りを持ち続け、自他ともに幸福な人生を切り開き、未来の創り手となる「共創によるひとづくり」を推進します。

また、それぞれの地域の特徴や個性を生かした持続発展的な地域づくりを後押しし、ツナガリ人口を増加させ、三次らしさによる地域づくりを進めます。

具体的に、教育の振興では、（仮称）教育政策研究チームを設立し、政策の立案、施策の検証を実施するなど、児童生徒の「未来を創る当事者に育つ」教育を推進します。また、学校に通えない児童生徒を支援するため、（仮称）不登校特例校の検討を行うなど、子供たちの状況に応じた選択肢を増やす取組を進めます。

学校の規模適正化については、今日の少子化の中で、児童生徒にとって良好な教育環境を確保するという観点から、避けては通れないものであり、生徒のための在り方検討会を立ち上げ、取組を進めてまいります。

また、教育大綱は、学校教育、文化振興に関する課題や方向性を共有し、総合的な施策の目標や根本を示す方針となるよう、教育委員会が策定する教育振興基本計画との一体的な策定に取り組みます。

地域づくりでは、各住民自治組織の特色ある活動に対する支援を強化します。加えて、人と人、地域と地域をつなぐコミュニティビジネスの創出による働きがい、生きがいをバックアップします。また、コロナ禍によって中止や縮小となったイベントの再開や、新たな企画によるイベント等の開催を助成する制度を創設し、地域の元気づくりを支援してまいります。

文化・スポーツの面では、鶺鴒や史跡寺町廃寺跡など、三次の持つ様々な文化・芸術資源を「守る取組」と「生かす取組」で新たな付加価値を創出するとともに、三次市民ホールきりりや奥田元宋・小由女美術館を中心に、文化事業の発信を引き続き精力的に行ってまいります。

また、三次きんさいスタジアムを女子野球の聖地という旗印の下で、引き続き地域振興を図ってまいります。女子野球を起爆剤とし、そのほかのスポーツの活性化やスポーツ大会、合宿の誘致などに積極的に取り組み、三次の元気づくりにつなげてまいります。

3点目として、「暮らしの安心づくり」を進めます。

暮らしの安心の要である市立三次中央病院の建て替えについては、新興感染症にも対応可能な一般病棟を完全個室型を進めるとともに、患者や働く人にも優しい病院とし、最先端技術の導入により、地域医療の充実を図ります。

また、市民の皆さんが健康で幸せな日常を送るため、産学官連携による「市民超元気計画」を策定し、人生100年時代を豊かにしていきます。

先般、三次市福祉保健センター内にみよしこども診療所を開設したところですが、引き続きお医者さんの継続・後継支援で地域医療を守っていきます。また、「歩いて健康」、「歩いて脱炭素」、「歩いてポイント獲得」の三方よしのシステムを構築します。

子育て・福祉においては、保育士確保に取り組むとともに、教育と福祉、健康の連携で貧困の連鎖を断ち切るため、ネウボラみよしを核として、児童虐待やヤングケアラーなどの早期発

見につなげ、子供・家庭へのサポートを充実させてまいります。

また、高齢者の皆さんの力を地域社会に還元できる取組を進め、就労機会を創出し、活動の場を提供していきます。加えて、農業分野と福祉分野が連携することで、障害を持つ人などが活躍できる共生社会をめざします。

地域公共交通については、通院、通学など、地域になくてはならない移動手段です。現在、ローカル鉄道やバス路線については大きな転換期を迎えています。交通事業者間の連携・協力を促進するとともに、芸備線、福塩線の沿線地域と協力して利用促進に取り組むなど、地域で考え、みんなで支え合う、地域特性に応じたコミュニティ交通の構築をめざします。

4点目は、「計画性のあるまちづくり」です。

1期目の4年間では、確実な財政運営により、借金である起債を43億円減らし、貯金である基金を11億円増やしてきました。引き続き、長期財政運営計画に基づき、有利な財源を活用しながら、学校、病院、保育所など、日常生活に身近な事業を優先的に進めつつ、さらなる財政の健全化を図ってまいります。

公共施設についても、「なくてはならないもの」と「あったら便利」で仕分けし、譲渡や廃止を推進してきました。引き続き公共施設の適正化に取り組んでまいります。

公共施設へのネーミングライツ制度の導入や、文化・芸術資源を生かす取組など、新たな価値の創出により、財源の確保にもつなげます。

また、次期三次市総合計画の策定については、現在、市民ワークショップや住民自治組織の皆さんなどに御協力を頂き、計画的に作業を進めているところです。時代の変革期を踏まえた、次の10年間の新しい三次市づくりの指針となるよう、引き続き精力的に取り組んでまいります。

5点目は、「地域資源を活かした元気づくり」です。

三次の大きな特徴である「中国地方のど真ん中」、「へそ」に位置するという拠点性を生かし、産学官連携による地域経済や観光等の持続的発展に取り組み、企業誘致や自ら起こす起業促進で雇用の確保につなげ、稼ぐ力を創出していきます。Uターンなどによる都市圏からの移住者の就職、テレワークでの業務継続など、市内での起業を支援する制度を創設します。

また、東京都内にワーキングスペースを確保し、移住相談会などの開催や、地方への進出意欲のある企業との関係性を高めていきます。

国内需要が高まっている薬用作物などについては、栽培技術を確立し、面積の拡大を着実に進め、産地化の実現をめざします。

有害鳥獣対策では、地域単位での対策に取り組み、地域としての利活用の推進を図ります。

シティプロモーションを継続的に展開し、三次の魅力を全力発信しながら、地域資源を生かした取組を引き続き前進させていきます。

6点目は、「みんなの市役所づくり」です。

現場主義、情報公開、部署を超えた連携により、信頼される市役所づくりを進めます。引き続き、市役所のDXやデジタル化による効率化を図り、職員一人一人が、より市民の皆さんと



向き合い、対話をすることで政策立案に生かしてまいります。組織体制についても、社会情勢の変化などに伴い、見直しを行ってまいります。

また、市の設置する委員会等は、若者や女性、外国の方、障害をお持ちの方など、多様性を尊重した構成をめざします。

7点目は、「ICT（デジタル）の活用で、身近な暮らしを豊かに」していきます。

デジタル技術の活用で、市民の皆さんの「こうなったらいいな」を実現していきます。便利で豊かな暮らしを実感できるよう、医療、福祉、地域交通、防災、行政手続などの様々な分野において、みんなに優しいデジタル化を推進します。

県立学校へ時代が求めるデジタル人材を育成する学科開設を働きかけ、若い人や新たにチャレンジしたい人を支援します。

また、IT企業を誘致し、田園とテクノロジーのハイブリッド産業をつくり出し、最高の田舎暮らしモデルを創出してまいります。

8点目は、「未来志向の環境づくり」です。

カーボンニュートラルの実現では、民間事業者と連携し、エネルギーの地産地消を研究・推進してまいります。また、（仮称）カーボンニュートラル宣言とともに、（仮称）脱炭素にむけた実現条例を制定し、市民の皆さん一人一人の意識の高揚を図ります。

計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境、美しい景観づくりなど、市民生活や産業を支えるインフラ整備を、環境への配慮や多機能化も意識しながら、着実に進めてまいります。

以上、これから4年間の市政を推進するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきました。

三次市は平成の大合併から来年で20年となります。これは1つの節目ではありますが、あくまで通過点であり、持続可能なまちとして、次の世代へ確実に引き継いでいく責任があります。

今、私たちは大きな変化の時代を生きています。これまで本市の発展に貢献いただいた先人の方々に感謝し、継承すべきものは引き継ぎ、目まぐるしく変わる変化の時代をチャンスと捉え、前進し、私が先頭に立ち、未来への責任を果たしてまいります。

引き続き、市民の皆さんの格別の御協力と御支援をお願い申し上げ、私の所信といたします。御清聴ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（訴えの提起について）

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、報告第4号から報告第6号までの専決処分の報告について、報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました報告第4号から報告第6号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の滞納家賃等の支払い請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年12月24日に、三次市十日市町3583番4地先、市道胡子坂根線の路上で発生した落木による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年1月12日に三次市向江田町2868番地先、市道西酒屋仁賀線の路上で発生した樹木との接触による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告3件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、報告第5号、そして報告第6号から2点ほど質問をさせていただきます。

報告第5号がのり面からの落木ということで、過失割合が、三次市が10割、運転者がゼロ、そして報告第6号が、こちらは積雪の影響により木が倒れていたところに接触したということで、三次市が4割、運転者が6割というふうになっておりますが、それぞれ過失割合は異なるんですけども、例えば報告第5号でいうと、12月24日ということもありまして、広島気象台のデータによりますと、この日、12月22日から24日にかけて大雪が降っていたということで、落木ではあるんですけども、こちら、雪の影響はなかったのか。今回、現場の写真も上げていただいておりますが、現場が傾斜もありまして、また雪も残っております。ただ、今回の事故原因でいうと落木ということで、雪の影響があるのか、ないのか、ちょっと分からないので、そこも含めて今回、過失割合が三次市10割、運転者ゼロ割になったところの説明をどのように保険会社から受けられているのか、質問いたします。あわせて、報告第6号も、なぜ

このような過失割合になったのか、保険会社からどのようにまた説明を受けているのか、質問いたします。

そして、2つ目の質問なんですけれども、この事故、今回の事件に対しての今後の対応策等、どのように考えられているのか質問いたします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤建設部長。

○建設部長(加藤伸司君) まず、最初の雪の影響はどうかということでございますけれども、12月24日に発生した時点で、22日から大雪が降っている影響で、当然ながら積雪の影響によるものと考えております。

過失割合につきましては、運転者が予見できるかどうか、これによって過失割合というのは変わってきます。ですから、報告第5号の市道胡子坂根線につきましては、突然の落下ということでございまして、運転者が予見できなかったといったことで、運転者の過失はないという判断の下、市10、運転者ゼロということになっております。

一方、報告第6号の市道西酒屋仁賀線、これにつきましては、前方に倒木が見える状態であったこと等によりまして、運転者は衝突を回避することができたというふうに判断をさせていただいて、また、過去の判例等を基に、過失割合を決定し相手方と協議し、市4、相手方6で示談が整ったものでございます。

それと次の質問で、対応策なんですけれども、今回雪による倒木、あるいは落下ということでございますけれども、これにつきましては、なかなか全てを把握するというのは限界があるというふうに考えております。定期的な道路パトロール等の中で、道路に影響するようなところがあれば、伐採するなどの対応は当然ながら取っていきますけれども、こういったような、急に落ちてきたとかいった場合には、なかなか難しいと、限界があるというふうに考えております。

○議長(山村恵美子君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて(三次市税条例の一部を改正する条例)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(三次市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて(三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて(三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税(固定資産税)の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

○議長（山村恵美子君） 日程第4、報告第7号から報告第10号までの専決処分の承認を求めることについて、報告4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第7号から報告第10号までの報告4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の新設のほか、令和5年3月31日で期限を迎える課税の特例措置の期限延長を軸とした関係規定の整備を行おうとするものであります。

次に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が行う特定道路運送高度化事業の用に供する電気自動車の充電設備等に係る償却資産及び土地に課する固定資産税または都市計画税の課税標準を減額する規定の新設のほか、引用条項を整理しようとするものであります。

次に、報告第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分を行いました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を、後期高齢者支援分につき20万円から22万円に拡大するとともに、軽減判定所得の基準額について、5割軽減を受ける世帯の被保険者1人につき乗じる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5,000円に拡大しようとするものであります。

最後に、報告第10号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、関係条例である三次市企業立地等を重点的に促進

すべき区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、地域経済牽引事業のための施設または土地に係る固定資産税の特例措置の期限を2年間延長しようとするものであります。

以上、報告4件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

○21番（齊木 亨君） 報告第7号について、マンションの大規模修繕をされるということになりますと、固定資産価値は上がるのではないかと思います。そこにおいて減額措置をされるところの市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 上谷市民部長。

○市民部長（上谷一巳君） 資産価値ということでございますけども、これはあくまでも外壁塗装の大規模改修ということになりますので、基本的には、経年劣化の年数からいけば、建物自体の劣化年数が減るわけではないので、資産的な価値については変わりません。

ただ、この新たにできた制度の本来の目的というのは、やはり経年劣化に伴って外壁が剥落するという、こういった危険性が多いし、現にそういったことがございます。インセンティブということで、20年経過したマンションで10戸、併せて、令和5年4月1日から7年の3月31日までに大規模改修を実施した、そういった工事と併せて、過去に一度、大規模な改修を適切に行っているという、こういった縛りがございますので、剥落による危険性を回避することの時限立法での新設ということになります。

ですから、そういう意味からいけば、生命の尊厳を守っていくという考え方からいけば、こういったインセンティブの税制も必要であろうというふうに、市としては考えております。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 齊木議員。

○21番（齊木 亨君） 減税の範囲といますか、どのぐらいをお考えになっているかをお伺いします。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 上谷部長。

○市民部長（上谷一巳君） これは固定資産税額についての3分の1ということになります。

○議長（山村恵美子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告4件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第10号までの報告4件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより報告第7号から報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第7号から報告第10号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号から報告第10号までの報告4件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第59号 工事請負契約の一部変更について

議案第60号 工事請負契約の一部変更について

議案第61号 工事請負契約の一部変更について

○議長(山村恵美子君) 日程第5、議案第59号から議案第61号までの工事請負契約の一部変更について、議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第59号から議案第61号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第59号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事建築主体工事において、株式会社加藤組と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものがあります。

その内容は、請負金額を13億20万円から13億1,114万9,400円に変更しようとするものです。

次に、議案第60号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事電気設備工事において、光栄電工株式会

社と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を3億800万円から3億2,529万2,000円に変更しようとするものであります。

最後に、議案第61号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事において、株式会社中電工・備北設備工業株式会社（仮称）三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事共同企業体と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を5億8,630万円から6億2,055万6,200円に変更しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第59号、60号、61号のそれぞれの増額になる理由と内容について、それぞれ細かく、金額についても提示を頂きたいと思えます。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育次長。

○教育次長（宮脇有子君） 教育民生常任委員会のほうにも資料を提出させていただいておるんですけども、その主なところを説明させていただきたいと思えます。

まず議案第59号、建設主体工事でございます。土工の関係では、基礎掘削範囲の一部で汚泥が発生したため、処分費が増額したものでございます。その金額といたしましては470万円でございます。鉄骨工事の関係では、天井内の施設配管ルートを精査した結果、はりを貫通する箇所が増加し、はり貫通部分を補強する必要があったものでございます。金額のほうは220万円でございます。

続きまして、電気設備工事のほうでございますけれども、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症、また、社会情勢の変化によりまして、資材単価が急激に上昇したため、単品スライドを増額しております。490万円でございます。

また、動力設備、機内配電線路の関係では、ガス気化装置の電線ケーブル配管を敷設したことによる増額640万円でございます。

また、構内情報通信網設備の関係では、ICTを活用した情報発信に対応できるよう、アクセスポイントを増加したため、140万円の増となっております。

また、議案第61号の機械設備工事でございますけれども、こちらも同様に、新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化によりまして、資材費が急激に上昇したため、単品スライド360万円をお願いしております。

また、空気調和設備工事の関係では、防火区間貫通部に空気の流れを制御する防火ダンパーを追加したことによりまして、430万円の増加をお願いしております。

また、衛生施設工事の関係では、調理場からの排水を処理する厨房除害装置の設置に当たりまして、鉄製の矢板による土留め工事が必要となりまして、そちらのほうの金額1,470万円をお願いしているところでございます。

詳細については、教育民生常任委員会のほうに資料を提出しておるところでございます。

以上です。

○議長（山村恵美子君） 竹原議員、先般の教育民生常任委員会の調査で、タブレットのほうに提示しておりますが。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇次長。

○教育次長（宮脇有子君） 先ほどは失礼いたしました。ICTを活用したアクセスポイントの金額でございますが、220万円でございます。訂正させていただきます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） それで、それぞれいろんな理由があると思うんですが、例えばその設計図書仕様書を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書を提出をしているのかというようなことですよね。ですから、請け負ったときに、設計図書をちゃんと見て各企業が承諾をしているということで、それは進んでいっているんだろうと思うんです。

その設計図書と承諾書、また、今回、それはまたいろいろ変えないけんよということになったときに、例えば電気配管とか小配管とかということも設計書にあるわけですよね、基本的には。それが今になって、それは足らんよというのは、どういうことになる。設計図がいけんかったんか。それとも、やりようで、これはいけんよということになったんなら、それは誰の責任になるん。どこの責任になるわけ、そういうことは。

汚泥の関係も、もともとあそこは粘土質だから、よくないよという、我々も注文をしとったわけですが、それもあえてして、ボーリングを、全体をしなかったということもあるんだろうと思いますが、そういうことの責任というのは、増額になった責任はどちらが取るの。設計者ですか、企業ですか、それとも行政ですか。そこについて明確にさせていただきたいと思います。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤部長。

○建設部長（加藤伸司君） 設計におきましては、設計ミスというものはないというふうに認識をさせていただいております。ただ、図面等におきましても、詳細的な細かい部分までは図面等で示されていないケースが、建築関係は特に多いというふうに認識をさせていただいております。

けども、当然ながら請負業者、あるいは市、そして工事管理業者さん等の細かな工程会議等を行う中で、いろんな改善点とか変更点が出てきます。そこらを協議しながら対応していきますので、誰の責任とかといったことはないというふうに考えていますので、協議の上で増額になる部分、あるいは減額になる部分もあると思いますけども、そういった協議の中で共有し、対応しているものでございます。

○議長（山村恵美子君） ほかにございませんか。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 工事の過程でいろいろ変更が生じてというような御答弁だったと思うんですが、私からは1点、議案第60号、さっき説明ありました、タブレット端末を使用した学習でアクセスポイントを設置すると。ここは220万円ですね。これは建築工事よりも、これはどういうイメージなのかと。タブレットを使用した学習。子供たちが調理場を見学に行って、タブレットを持って説明を聞くということなのか、いや、職員がタブレットを使用しながら、いろんな業務を中でこなしていく。これ、学習、利用した情報発信というのはどんなイメージなんでしょうか。

これは、造っていきようたら違って来たというものじゃないような気がするんですが。情報発信のために何をどうするかというのは、多分、設計書の中には幾らか示されていたものではないかなと。特に教育委員会会議では、教育委員さんのほうから、スタジオも造れと、学校に情報発信せえというような発言もあったと記憶しておりますが、これはどんな授業になるんでしょうか。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇次長。

○教育次長（宮脇有子君） 整備計画のほうにも、おっしゃるとおり、ICTを使った体制を整えるというのは載っておりました。実際、これでやりますことは、児童生徒が持っておりますタブレット端末を活用いたしまして、調理場や生産者と双方向のやり取りをすることができるでありますとか、生産者から食材の説明について動画で見ることができるでありますとか、調理場の様子をオンライン配信によりリアルタイムで見ることができるでありますとか、生徒から調理場へ給食の感想や質問を送ることができるなどを想定しております。

実際の取組内容につきましては、今後、調理場と学校が協議して、連携して決定してまいりたいと考えております。

○議長（山村恵美子君） このアクセスポイントについては、設計になぜ最初から盛り込まれない。

（教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇次長。

○教育次長（宮脇有子君） 追加をさせていただいたものでございます。より充実させるために、例えば、生産者から食材の説明をいたしますとか、献立内容を動画で見ることができるというようなことになりますと、少し性能をアップする必要があったということでございます。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

○建設部長(加藤伸司君) この情報推進設備につきましては、当初、別途で見込んでおりましたけども、スイッチハブ等、施工性を高めていくために、今回の本工事の中で追加施工とするように考えたものでございます。

○議長(山村恵美子君) ほかにございませんか。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○11番(新田真一君) ちょっと建設部長の説明、私はよく分からなかったんですが、次長さんの説明によると、これは当初から計画したんだということですよ、今、当初から計画したんだと。なのにアクセスポイント、これはアクセスポイントが足らんから増やすとかじゃなくて、アクセスポイントを新たに設置するんでしょう。だから、当初計画したのに、アクセスポイントはなかったというふうに理解していいんですか。それぐらいの子供が持つと分と、何か事務所の分で対応できると思うとったのに、できんけえ、新たに作る。部長さんのはそういう意味なんですかね。ちょっとそこ、分からん。

だから、聞きたいのは、最初の計画においてタブレットを使用した双方向の送信はどうかというのは計画の中身としてあって、そのための設備として、こういうものが要するところには、これはなかったというふうに理解していいんですか。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

○建設部長(加藤伸司君) 先ほど教育次長が言いましたように、計画そのものは当然ございました。ただし、この電気設備工事の中では、当初見込んでなくて、別途考えていたものでございますので、それが、先ほど言いましたように施工性を高めるという意味も込めて、この工事の中で対応していったほうが効率がいいという判断の下、この工事の中で追加したものでございますので、当初の計画にあったというのは変わりはありません。別途の工事の関係で見込んでいたものを、この工事の中で対応したということによる追加ということで御理解いただきたいと思います。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○11番(新田真一君) その別途に組んでいたのは、どの業者がどんな工事をいつするんですか。いつする予定だったんですか。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

○建設部長(加藤伸司君) その部分につきましては、ちょっと詳細は現時点では把握しておりませんので、また報告させていただければと思います。

○議長(山村恵美子君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、教育民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第57号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)

議案第58号 令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第6、議案第57号令和5年度三次市一般会計補正予算(第1号)

(案)及び議案第58号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案)の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第57号及び議案第58号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第57号令和5年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、既に議決を受けています骨格的予算に政策的経費を追加しようとする歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ32億3,415万9,000円を追加し、補正後の総額を383億415万9,000円にしようとするものであります。これを令和4年度当初予算と比較しますと、7億2,415万9,000円、1.9%の増額の予算としております。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、甲奴支所耐震化等事業1億5,278万円など、合わせて2億7,317万3,000円を追加。

民生費は、東光保育所整備事業6億630万円など、合わせて6億2,955万円を追加。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億2,821万8,000円など、合わせて1億4,300万8,000円を追加。

農林水産業費は、農業水路等長寿命化防災・減災事業1億5,250万円など、合わせて3億8,182万2,000円を追加。

商工費は、三次版無料Wi-Fi整備促進事業865万円など、合わせて1,565万円を追加。

土木費は、市道、県道及び橋梁の整備及び維持に係る経費4億3,270万円など、合わせて4億4,312万6,000円を追加。

消防費は、備北地区消防組合への一部事務組合負担金1億794万3,000円など、合わせて10億9,811万6,000円を追加。

教育費は、三次小学校改築事業9億8,547万6,000円など、合わせて11億3,632万6,000円を追加。

予備費は、充用した額を補填するため、1,338万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、小規模農業基盤整備事業費分担金3,274万5,000円など、4,532万2,000円を追加。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金8,424万9,000円など、2億1,521万4,000円を追加。

県支出金は、基盤整備促進事業補助金1億500万円など、1億6,404万9,000円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金2億4,564万1,000円など、3億6,257万4,000円を追加。

市債は、学校施設整備事業債9億9,890万円など、24億4,700万円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、甲奴支所耐震化等事業ほか5件について追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか5件を追加、耕地事業ほか5件について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第58号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為及び地方債であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,812万6,000円を追加し、補正後の総額を8,355万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、土地の先行取得事業を追加しようとするものであります。

この事業に対する財源としては、市債及び他会計繰入金を予定しております。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、公共用地先行取得事業について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共用地先行取得事業について、その限度額、利率などを定めようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号の議案2件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び議案第58号の議案2件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

5月15日から5月17日までの3日間、委員会審査等のため、本会議を休会することにした  
と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、5月15日から5月17日までの3日間、委員会審査等のため、本会議を休会するこ  
とに決定いたしました。

この際、御通知いたします。教育民生常任委員長及び予算決算常任委員長から、委員会審査  
日割表のとおり委員会を開催する旨、申出がありました。資料についてはタブレットフォルダ  
内に掲載しておりますので、御確認ください。

三次市議会では、本日から常任委員会の審査状況等をケーブルテレビで生中継いたします。  
本日12日金曜日午後1時から教育民生常任委員会、来週15日月曜日から17日水曜日までの午  
前10時から予算決算常任委員会の審査状況等を生中継いたします。皆様、どうか御覧いただ  
きますようお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時 1分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月12日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 藤岡 一 弘

会議録署名議員 横 光 春 市